

# N T A 利用規約

この規約は、株式会社 J F A が運営主催する「NEW TOKYO AUCTION」（以下「N T A」といいます。）の利用条件を定めるものです。

## 第 1 条（目的）

この規約は N T A を開催するにあたり、手続き方法等を定めたものでオークションの円滑な運営を図ることを目的とする。

## 第 2 条（事務局）

N T A の事務局は株式会社 J F A 内に設置する。

## 第 3 条（取扱品目）

N T A は宝石・貴金属、時計、ブランドバッグ、皮革製品類の売買および仲介を業として扱うものとする。

## 第 4 条（開催場所）

N T A の開催場所は、東京都港区赤坂 6 丁目 1 4 - 3 近文ビル 3 階とする。

## 第 5 条（開催日）

開催日は、毎月 5 日、20 日の定期開催とする。但し、会場の都合等で開催できない場合は、変更開催日を定め事前にその旨を会員に通知する。

## 第 6 条（開催時間）

開催時間は、原則、10 時 00 分より 18 時 00 分までとする。但し、進行状況等により延長することもある。

## 第 7 条（入会資格）

入会希望者の所轄の公安委員会発行の古物営業許可証を有し、本規約を順守してオークションでの公正な販売、購入をする者であり、且つ、事務局が行う審査を合格した者とする。

#### 第8条（出品資格）

出品資格のある者は、予め、N T A事務局に対し、適格請求書発行事業者登録番号を通知しており、また、その適格請求書発行事業者登録番号が出品時点においても有効である者とする。

#### 第9条（入会手続き）

入会希望者は、入会申込書、古物営業許可証の写し、を事務局に提出し、入会申込を行う。

#### 第10条（入会手数料）

入会手数料は30,000円（消費税10%相当額を含む税込金額）とし、株式会社J F Aに対して支払う。

会員は、主催者の定めた方法により入会手数料を支払わなければならない。

尚、入会手数料は、如何なる理由でも返金しないものとする。

#### 第11条（年間手数料）

年間手数料は11,000円（消費税10%相当額を含む税込金額）とし、株式会社J F Aに対して支払う。

会員は、主催者の定めた方法により年間手数料を支払わなければならない。

尚、年間手数料は、途中退会等如何なる理由でも返金しないものとする。

#### 第12条(参加費)

参加費は1人3,300円（消費税10%相当額を含む税込金額）とし、株式会社J F Aに対して支払う。

また、見学のみを希望する参加者がいた場合も、参加費を株式会社J F Aに対して支払う。

### 第13条（会場利用）

会場利用には、N T A 事務局の許可を必要とする。

会場の制約から1社当たりの大会当日の座席確保数は原則2席までとする。

会員及び見学者以外の会場利用は不可とする。

ご来場の際は、受付を済ませ必ず事務局指定の名札を着用する。

古物営業許可証を携帯する。

### 第14条（強制退会）

N T A の運営上、著しく支障を来たす行為を繰り返す等の場合、N T A 運営者より注意喚起を行う。その後も是正されない場合、強制退会とし、この場合会員は、異議申立をできないものとする。

### 第15条（禁止行為）

- ・会員及び見学者以外の者をN T A に参加させること。
- ・下見会および大会期間内でのN T A を介さない直接取引および決済。
- ・不正品およびその疑いのある商品を出品すること。
- ・盗難品および遺失物、またはその疑いがある商品を出品すること。
- ・虚偽の情報の書き込み、配信などを行うこと。

（尚、規約の見直しは随時行い、改訂した場合はW E B サイト上にてお知らせいたします。）

令和5年10月2日

株式会社 J F A

NEW TOKYO AUCTION 事務局 担当者：板倉

連絡先電話番号：03-5545-3540

適格請求書発行事業者情報

名称 株式会社 JFA

登録番号 T8180301011869